

日頃、ホームヘルパー国賠訴訟に対して物心両面からのご支援ありがとうございます。

2019年11月1日 私たち原告3名は介護崩壊の危機を見逃すことができないと国賠訴訟を提訴しました。ホームヘルパーの人手不足の責任は国にあり、移動、キャンセル、待機時間は労働時間であると通達を出しながら介護報酬単価に勘案されているというだけで労基法違反状態を事業所の責任に転嫁して改善しなかったのは国の責任である。国が規制権限を行使しなかったのは違法であると主張して裁判を闘ってきました。

しかし国の代理人の態度は不誠実極まりなく、原告の主張に対する認否すら十分に行いませんでした。裁判所もそれに対して何ら手を打たず、原告本人尋問・証人尋問など必要な証拠調べを行う事すら拒絶するなど不誠実な態度に終始しました。当然の抗議に対しては、裁判所内に警備員を配置するなどしてきました。

そして2022年11月1日、東京地方裁判所709号法廷において、高木勝己裁判長により不当な棄却判決が言い渡されました。事業所に責任があり、国の責任を認めないという内容でした。私たちは控訴しました。

私たちの提訴によって在宅介護を担うヘルパーの理不尽な賃金や労働条件、在宅介護の質の低下について可視化され、多くのマスコミも報道されるようになり、介護保険にも関心を持つ人の輪が広がり介護保険の史上最悪の改悪にも反対の輪が広がってきました。国を相手に訴えることは、そう簡単ではありません。私たちは次世代に引き継げないような介護の現実を変えたくて、小さな声でも立ち上がりました。

お金のことで大変恐縮ですが、闘い続けるには、再び弁護士費用や損害賠償の金額に合わせた印紙代などお金がかかります。

ご寄付は僅かでも支え合いになりますので、よろしくお願いします。

★郵便振替口座 00180-3-452050 ホームヘルパー国賠裁判を支援する会

★連絡先 171-0014 東京都豊島区池袋 4-12-26 アコ支援センター気付

ホームヘルパー国賠裁判を支援する会

★E メールアドレス helepersosyou@g-care.org